

# 農地中間管理事業をご存じですか？

農地中間管理事業とは、茨城県農林振興公社が、農地を借り受けて、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとする担い手に貸し付けることによって、農地の有効利用や地域の農地利用の効率化を進めていくものです。

## ◎手続きの流れ

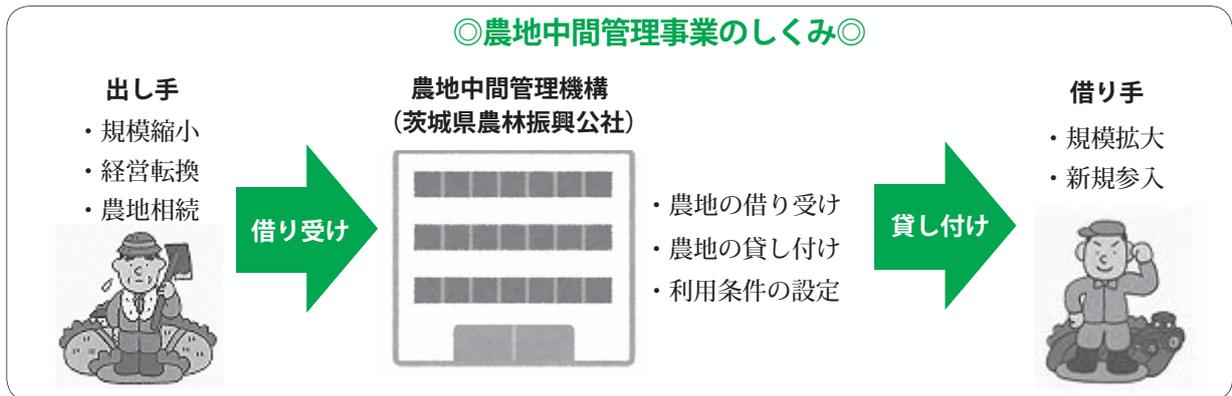
- 農地を貸したい
  - ①貸付希望の申し出  
貸付希望の方は、産業経済課窓口までご相談いただき「貸付希望申出書」を提出してください。
  - ②農地状況の確認  
農地の現状・面積・権利関係・希望賃借料等についての確認を行います。
  - ③借受手続  
借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手続きを行います。
  - ④賃借権などの設定  
機構と中間管理権（借受）が設定されます。
- 農地を借りたい
  - ①借受希望の申し込み  
借受希望の方は、産業経済課窓口までご相談いただき「借受希望申込書」を提出してください。
- ②借受希望者の公表  
借受希望された方の氏名・借受希望内容を機構のホームページで公表いたします。
- ③農地のマッチング  
貸付期間や賃料などの諸条件について調整のうえ、借受希望内容に適合する農地の貸付に向けたマッチングを行います。
- ④賃借権などの設定  
担い手に賃借権が設定されます。

### ■借受農地の基準

- ・農業振興地域内の農地
  - ・再生作業が困難な遊休農地ではない農地
  - ・農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地
- ※機構の借受期間は原則として10年以上となります。

58 問 谷和原庁舎産業経済課 ☎  
2111 (内線3103)

## ◎農地中間管理事業のしくみ◎



## 農機具・施設整備に補助金を交付

農業の生産性の向上および効率化を図るため、農機具および施設整備を行う生産組織などに対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ▼補助対象者
  - 生産組織など
  - 人・農地プランに位置づけられている認定農業者および認定新規就農者
- ▼補助対象条件：生産調整を達成していること
- ▼補助率
  - 生産組織など：総事業費の30%
  - 人・農地プランに位置づけられている認定農業者および認定新規就農者：総事業費の10%

30%・限度額100万円

○人・農地プランに位置づけられている認定農業者および認定新規就農者：総事業費の10%・限度額10万円

- ▼申請方法：農機具および施設整備の見積書・カタログなど必要書類を持参の上、産業経済課で申請してください。
- ▼申請期限：7月29日(金)

58 問 谷和原庁舎産業経済課 ☎  
2111 (内線3105)

## 水稻の病害虫防除薬剤に補助金

市では、水稻の安全性を確保し経営安定および良質米の生産を図るため、水稻病害虫防除薬剤を使用した農業者、生産集団に対して補助金を交付します。

- ▼補助の対象者：生産調整個人目標を100%達成した農業者および生産集団など
- ▼補助対象経費：水稻病害虫防除薬剤の購入に要する経費の20%以内（消費税を除く）
- ▼申請方法：水稻病害虫防除薬

剤の購入明細、領収書、認印、振込先（購入者）が分かるものを持参の上、産業経済課で申請してください。なお、茨城みなみ農協から購入した場合は農協から一括申請となりますので、申請書を提出する必要があります。

- ▼申請期限：7月29日(金)

58 問 谷和原庁舎産業経済課 ☎  
2111 (内線3105)